

報道発表

平成 29 年 9 月 8 日
函 館 稅 関

上半期の輸入差止点数が初の 1, 000 点超え

(平成 29 年 1 月から 6 月までの函館税関における知的財産侵害物品の差止状況)

平成 29 年 1 月から 6 月までの函館税関における偽ブランド品などの知的財産侵害物品の差止状況をお知らせします。

- 輸入差止件数は 2 件で、前年同期と比べて 3 件減少したものの、輸入差止点数としては、上半期、初めて 1,000 点を超えるました。
- 輸入を差止められた貨物の仕出国（地域）は、中国及びアメリカでした。

《輸入差止事例 1》

平成 29 年 1 月、中国から到着した輸入申告貨物の検査を行ったところ、任天堂株式会社の意匠権侵害疑義物品（ゲーム機用操作器）1, 202 点を発見し、知的財産侵害物品として輸入を差し止めました。



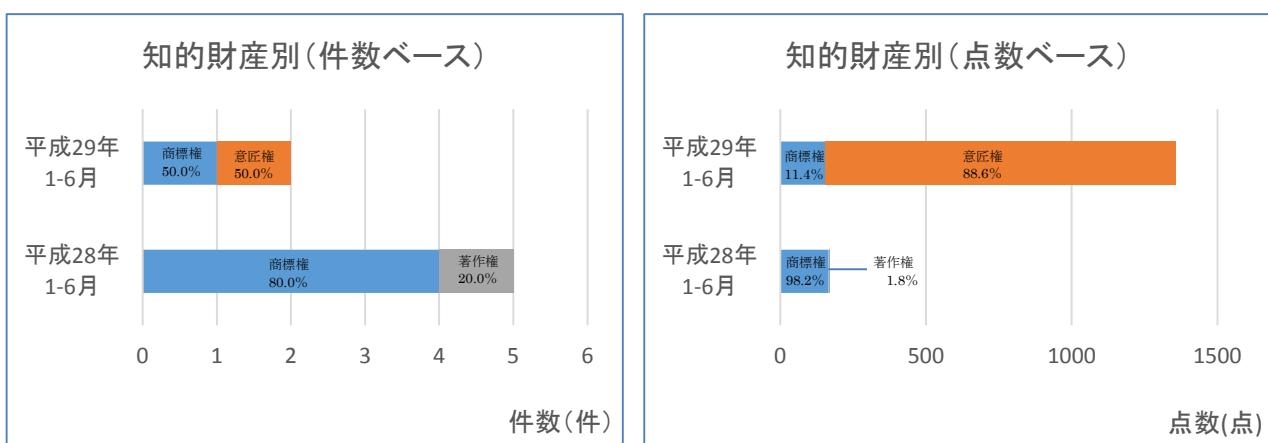
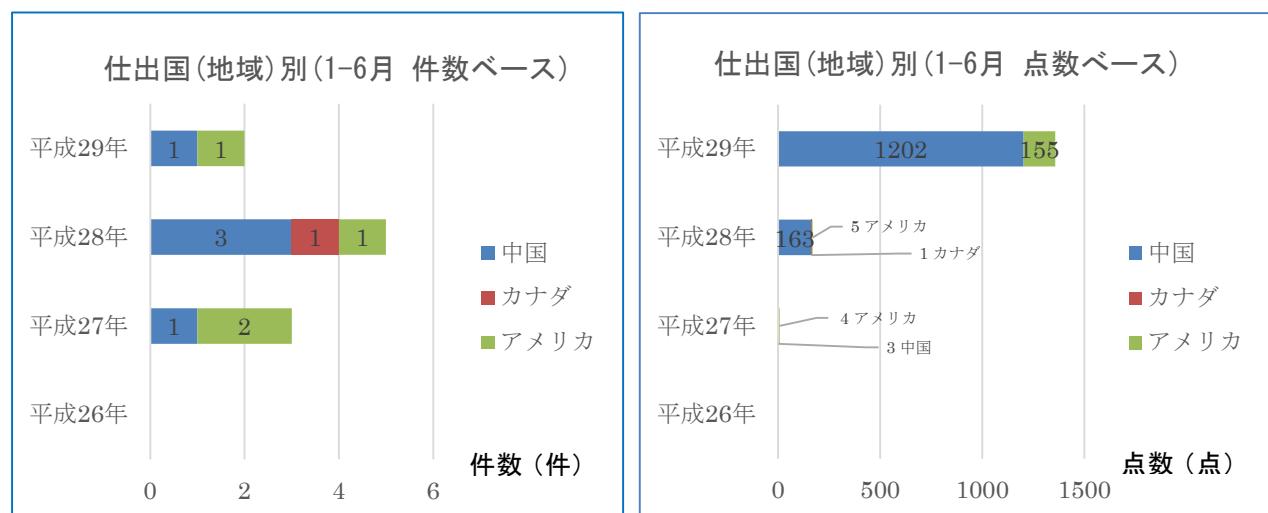
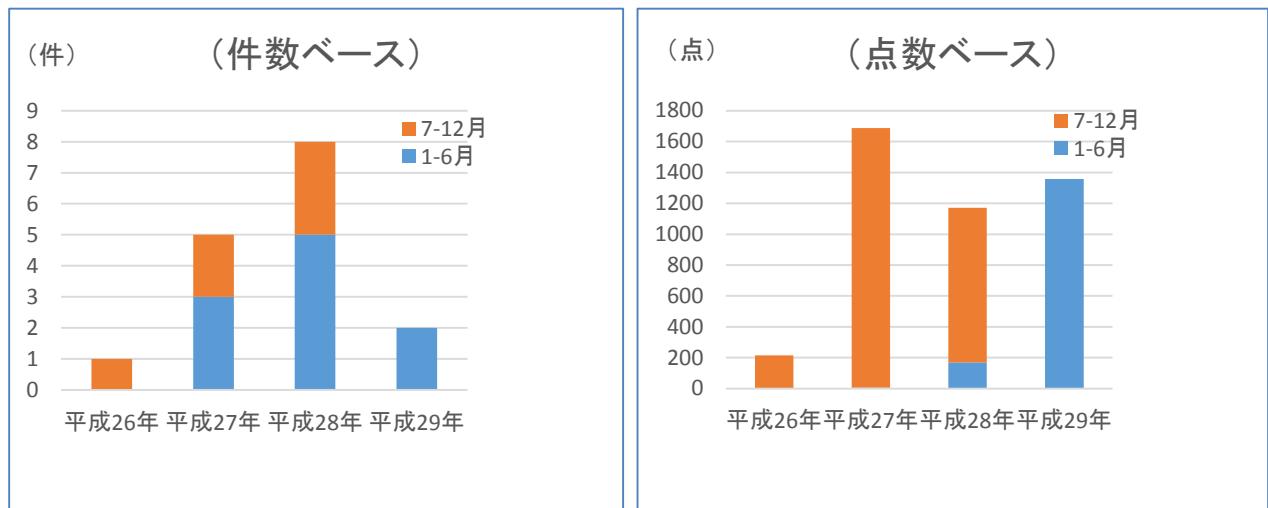
《輸入差止事例 2》

平成 29 年 3 月、米国から到着した輸入申告貨物の検査を行ったところ、伊藤忠商事株式会社の商標権侵害疑義物品（スニーカー）1 点及びザ ポロ／ローン カンパニー リミテッド パートナーシップの商標権侵害疑義物品（靴下）154 点を発見し、知的財産侵害物品として輸入を差し止めました。



《参考資料》

○知的財産侵害物品差止実績（1-6月）



【問い合わせ先】 函館税関総務部広報広聴官 電話 0138-40-4218